

個別の教育支援計画、個別の指導計画について意見整理
(令和 6 年度 第 7 回枚方市支援教育充実審議会にて)

定義の確認

(1)個別の**教育支援計画**とは…

障害のある児童生徒などについて、**家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携**を図り、**長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うための計画**であり、特に教育機関によって作成されたものを「個別の教育支援計画」と称している

①活用の目的

- ➡学校、保護者、関係機関でそれぞれの側面から情報を共有することができる
- ➡学校生活だけではなく、家庭生活や地域での生活を含め、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことができる
- ➡個別の指導計画に活かすことができる

②法的根拠

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 P112・113(平成 29 年7月)

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 P111・112(平成 29 年7月)

(2)個別の**指導計画**とは…

個々の児童生徒の実態に応じて**適切な指導を行うために学校で作成**されるもので、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など**一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導する**ために作成するもの

①活用の目的

- ➡教育課程を具体化し、指導の目標、内容、方法を明確にし、きめ細やかに指導することができる
- ➡各教科の指導において、担任と教科担任などと指導についての情報交換を円滑に行うことができる
- ➡行った指導内容や、その結果に対して有効だったで、うまくいかなかったでなどを具体的に示すことで、計画的、継続的な指導ができる

②法的根拠

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 P114(平成 29 年7月)

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 P112・113(平成 29 年7月)

議論のポイント①作成の留意点やてだて

(1)現状

- ①基本的には支援学級の担任が前年度に作成している(新年度に最終確認)
※合理的配慮についての項目もあるので通常の学級担任も関わっている
- ②新年度当初に新担任(支援学級担任・通常の学級担任)と保護者が再確認したうえで合意形成を図る手順。
※新担任が子どもを見取る期間としては、1 か月程度
- ③中学校においては、教科担任が複数になるので、合理的配慮については職員会議等で情報共有している。

(2)課題

- ①子ども(本人)の意見や意向がどの程度反映されているか。
→障害の状況や発達段階や障害の状況によるものがあるので、小学校では明確に聞くタイミングが難しいケースが多いが、日常生活の中での発言を捉えていることがある。
→中学校では面談に同席して意見を反映しているケースがある。しかし、学齡的に保護者と意見が合致しないケースもよくみられるので、全員が合意した文書となっているかどうかは難しいケースがある。
- ②何を記載するかは障害の状況によってもかなり違うことが考えられる。
→記載内容を細かく設定することが子どもへのプレッシャーになることもあるので、子どもに合わせて必要な項目を挙げていくという視点が必要なのではないか。
- ③学校の差があることが考えられているが、教師の経験値によって差があるということは望ましくない。
→研修等で作成スキルを標準化していくことも検討する必要がある。
→作成のガイドラインのようなものが必要ではないか。
- ④個別の指導計画については統一様式がない。
→市教委としては、学校によって子どもたちの見取り方や記載内容について学校の裁量を認めているところではあるが、教師が異動するたびに各学校の様式に混乱することもあるため、統一様式が望ましいという意見もある。
→統一様式については、教師が書類に追われることや、量を求められるようなものではなく、どのような形が良いかについて、教師の意見も取り入れたうえで作り上げていくことが望ましい。

発達段階や障害の状況も考慮しながら…
本人(子ども)の意見を聞くことを大切に
本人(子ども)が意見を言いやすい場を大切に

学校や教師による差をなくすために…
作成や留意事項についてはガイドラインが必要
統一様式が望ましいが、最低限の項目については共通理解を図ることは必要(教師の意見を取り入れて)

議論のポイント②運用について

(1)現状

- ①個別の教育支援計画については、枚方市の統一様式を平成30年から運用している。
- ②学校(中学校区)によっては、令和5年度から市として導入した教育支援ソフト(LITALICO)を活用し、システムから個別の教育支援計画を出力したものを運用している。
※令和6年度より、アセスメントの一助として導入した教育支援ソフトから出力した個別の教育支援計画の運用も使用可としている。

(2)課題

- ①個別の指導計画について統一様式がない。
→子どもの見取り方や授業への参加など、各学校の実情や工夫を前提としていたことから統一様式の作成には至っていない。しかし、支援教育の観点において各学校の差があることは望ましくないことから、記入項目や留意点を示すことが必要というご意見の中で、統一様式を検討する必要がある。
- ②教員の経験値によって運用や支援策に差が生まれているのではないかと。
→市教委として研修等で作成のポイントや留意事項については伝えているが、様式も含めて統一感がないことから各学校に差が生まれている可能性があるため、統一様式の検討と記入例を示すことについて検討する必要がある。
- ③教師の支援教育に対する認識(温度)の差があるのではないかと。
→学校規模や状況にもよるとは思うが、支援学級担任と通常の学級担任はもちろん、学校内の教員が常に情報共有している学校もある。個別の教育支援計画や指導計画についても、各学期ごとに評価や見直しが行われており、保護者も本人も参加型で作成、運用しているケースもある。
→一方で、「支援は支援」、「通常は通常」という認識で情報共有が難しいケースもある。合理的配慮についても、「配慮か甘えか」という理解の差も見られる。日々、授業時間や準備に追われている中で情報共有が難しい状況はあるが、通常の学級での合理的配慮や、支援学級での自立活動の内容は必ず共有しなければならない情報であることから、どのようにすれば連携できるか検討が必要。
→教師によって得意分野と苦手分野があるが、スキルのボトムアップは必ず必要。子どもたちの下校時間も含めた教育課程の見直しを行うことで時間を生み出すことができる例もある。
→支援が必要な子どもと密に関わることは教師も負担を感じる部分があることについて保護者も理解していくことを前提にはあるが、多くの教師が少しずつ関わる、みんなで関わるという意識が負担感の軽減や、支援が必要な子どもたちの安心感につながることも意識として必要。
→教師の時間を生み出す方策も全国的に試行段階にあるので注視する必要がある。

教師の認識として…

合理的配慮や基礎的環境整備などの共通理解

学校として…

支援が必要な子どもたちには全教員で関わるという意識

市教委として…

合理的配慮や基礎的環境整備などの共通理解

支援スキルのボトムアップ

研修の充実

議論のポイント③保護者、子どもとの合意形成について

(1)現状

- ①合意形成を図るタイミングは一学期の家庭訪問や面談となっているケースがある(5月上旬頃まで)
- ②中学校では、面談を実施するタイミングで子どもの意見が反映できるケースもある。
- ③小学校では、発達段階や障害の状況によって意見を伝えることが難しい児童もいるので、生活の中で子どもの発言を聞き取ってブラッシュアップしているケースもある。

(2)課題

- ①評価のタイミングや内容についての保護者への情報提供は、各学校の状況や学校と家庭の連携状況によってもかなり違うことがある。
 - 保護者が学校に行くタイミングで、学校が情報を伝えてくれているケースもあるが、保護者が学校にあまり来ないご家庭の場合は、同じように情報提供や情報共有できているかはわからない。最低でも学期に一回程度の情報提供や評価を市として位置付けることが学校差をなくすための方策として検討することが望ましい。

個別の教育支援計画の評価や見直しについて…

学校差をなくすためにはガイドラインで示す必要がある

評価のタイミング・ポイント